

熊本高等専門学校の中期計画（第3期）

（序文）

熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の中期目標を前提として、本校が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を定める。

（基本方針）

本校の目的や理念を達成するとともに、本校が掲げる人材像に適う卒業生を社会に送り出していくことを基本方針とし、中期目標を達成するための中期計画を以下のとおりとする。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育に関する事項

本校に設置する6つの学科・2つの専攻科に在籍する学生を対象として、高等学校や大学の教育課程とは異なる中学校卒業後の早い段階から実験・実習・実技等の体験的な学習を重視した教育を行い、製造業を始めとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、更には生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせるため、以下の観点に基づき本校の教育実施体制を整備する。

（1）入学者の確保

- ① 本校のブランドイメージを確立し、地域社会や中学校との関係の緊密化を図るためマスコミを通じた積極的・戦略的な広報を行う。
- ② 中学校訪問、学校説明会、オープンキャンパス等を充実し、特に女子学生の志願者増に向けた取り組みを推進する。
- ③ 広報誌やホームページ等による広報媒体を通して、本校の特徴や学科編成等を受験生や保護者に分かりやすく周知する。
- ④ 本校の教育目標に適う学生の資質を明示した、アドミッションポリシーを周知するとともに、本校の教育にふさわしい人材を的確に選抜できるように適切な入試を実施する。
- ⑤ 入学者の学力水準の維持に努めるとともに、女子学生の受け入れを推進し、入学志願者の質を維持する。

（2）教育課程の編成等

- ① 産業構造の変化や技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、

教育課程の編成等について継続的に改善を図る。

- ② 学習到達度試験や TOEIC を活用して、基礎知識・技術・英語力の習得状況を確認するとともにその向上を図る。
- ③ 卒業生を含めた学生による適切な授業評価・学校評価を実施し、その結果を積極的に活用する。
- ④ 高専体育大会、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、デザインコンペティション等への参加を促し、教育的指導を行うとともに、積極的に活動を支援する。
- ⑤ 学内美化運動、ボランティア活動、科学教育支援活動などを支援・推進する。

(3) 優れた教員の確保

- ① 多様な背景を持つ教員組織とするため、公募制の導入などにより、教授及び准教授については、採用された学校以外の高等専門学校や大学、高等学校、民間企業、研究機関などにおいて過去に勤務した経験を持つ者、又は長期にわたって海外で研究や経済協力に従事した経験を持つ者の割合を高める。
- ② 教員の力量を高め、学校全体の教育力を向上させるために、採用された学校以外の高等専門学校などに 1 年以上の長期にわたって勤務し、また元の勤務校に戻ることでできる人事制度を活用するほか、大学、企業などとの任期を付した人事交流について検討する。
- ③ 専門科目（理系の一般科目を含む。以下同じ。）については、博士の学位を持つ者や技術士等の職業上の高度の資格を持つ者、理系以外の一般科目については、修士以上の学位を持つ者や民間企業等における経験を通して高度な実務能力を持つ者など優れた教育力を有する者を採用する。

この要件に合致する者を専門科目担当の教員については全体として 70 %、理系以外の一般科目担当の教員については全体として 80 %を下回らないようにする。

- ④ 女性教員の比率向上を図るため、必要な制度や支援策について引き続き検討を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。
- ⑤ 中期目標の期間中に、全ての教員が参加できるようにファカルティ・ディベロップメントなどの教員の能力向上を目的とした研修を実施する。また、特に一般科目や生活指導などに関する研修のため、地元教育委員会等と連携し、高等学校の教員を対象とする研修等に派遣する。
- ⑥ 教育活動や生活指導などにおいて顕著な功績が認められる教員や教員グループを毎年度表彰する。
- ⑦ 文部科学省の制度や外部資金を活用して、中期目標の期間中に、5～10名の教員に長期短期を問わず国内外の大学等で研究・研修する機会を設けるとともに、教員の国際学会への参加を促進する。

(4) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- ① 教育方法や教育環境の改善を通して、モデルコアカリキュラムの導入を推進する。
- ② 実践的技術者養成の観点から、在学中の資格取得を推進するとともに、日本技術者教育認定機構によるプログラム認定を通じて教育の質の向上を図る。
- ③ 多様な方法で学校の枠を超えた学生の交流活動を推進する。
- ④ PBL・総合教育センターを中心に特色ある教育方法の取組みを促進するため、優れた教育実践例をとりまとめる。
- ⑤ 学校教育法第123条において準用する第109条第1項に規定する教育研究の状況についての自己点検・評価、及び同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価など多角的な評価への取組みによって教育の質の保証がなされるように、評価結果及び改善の取組例について積極的に公開する。
- ⑥ インターンシップや共同教育の推進など教育に関する産学連携の推進のための具体的方策を積極的に推進する。
- ⑦ 企業技術者や外部の専門家など、知識・技術をもった意欲ある人材を活用した教育体制の構築を図る。
- ⑧ 教員の研修、教育課程の改善、高等専門学校卒業生の継続教育などに関する技術科学大学や理工系大学との連携活動に積極的に参加する。
- ⑨ ICT活用学習支援センターによる、各種学術情報の利用環境や自学自習環境等の整備・充実を図る。
- ⑩ PBL・総合教育センターを中心に、教材や教育方法の開発、アクティブラーニングやインターネットなどを活用した教育への取組みを充実させる。

(5) 学生支援・生活支援等

- ①-1 中学校卒業直後の学生を受け入れ、かつ、相当数の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、メンタルヘルスを含めた学生支援・生活支援の充実のための講習会を実施する。
- ①-2 発達障害や学習支援を必要とする学生に対する学内支援体制を効果的に運用する。
- ② 寄宿舎などの計画的な環境整備を図る。
- ③ 各種奨学金に関する情報をホームページ等で学生に周知する。
- ④ 学生の適性や希望に応じた進路選択を支援するため、企業情報、就職・進学情報などの提供体制や相談体制を含めたキャリア形成支援を充実させる。

(6) 教育環境の整備・活用

- ① 施設マネジメントの充実を図るとともに、産業構造の変化や技術の進展に対応できる実験・実習や教育用の設備の更新、実習工場などの施設の改修をはじめ、耐震性の確保、校内の環境保全、ユニバーサルデザインの導入、環境に配慮した施設の整備など安全で快

適な教育環境の整備を計画的に推進する。

PCB 廃棄物については、計画的に処理を実施する。

- ② 中期目標の期間中に専門科目の指導に当たる全ての教員・技術職員が受講できるように、安全管理のための講習会を実施する。
- ③ 男女共同参画を推進するため、参考となる情報の収集・提供を行い、必要な取組を行う。

2 研究や社会連携に関する事項

- ① 高専間での共同研究を推進し、研究成果等についての情報発信を行う。また、科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けたガイダンスを開催する。
- ② 地域イノベーションセンターを活用して、産業界や地方公共団体との共同研究、受託研究への取り組みを促進するとともに、これらの成果を公表する。
- ③ 技術科学大学、九州・沖縄地区の高専や大学また弁理士会と連携し、高専の研究成果を知的資産化するための体制を整備する。
- ④ 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を印刷物、データベース、ホームページなど多様な媒体を用いて企業や地域社会に分かりやすく伝えられるよう広報体制を充実する。
- ⑤ 満足度調査において公開講座の参加者の7割以上から評価されるように、地域の生涯学習機関として公開講座等を充実する。
- ⑥ 小・中学校を対象とした出前授業等を実施し、理科教育支援を推進する。

3 国際交流等に関する事項

- ①-1 技術科学大学や九州・沖縄地区の高専と連携しながら、安全面や経済面に配慮を払いつつ、海外教育機関との国際交流を推進するとともに、ISATE、ISTSへの参加等を通じて、高専教育のグローバル化を推進する。
- ①-2 安全面や経済面に配慮を払いつつ、海外インターンシップへの参加や、外国語コミュニケーション能力の向上を目指した留学及び研修等を通じて、高専教育のグローバル化を推進する。
- ② 留学生受入れ拡大に向けた環境整備及び受入れプログラムを充実し、海外の教育機関との相互交流並びにグローバルエンジニアを育成するための取り組みを実施する。
- ③ 留学生に対し、他高専や地域の支援団体と協力しながら、我が国の歴史・文化・社会に触れる機会を提供する。

4 管理運営に関する事項

- ① 機構の一員としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、戦略的かつ計画的な予算配分を行う。

- ② 本校の効率的・機能的な管理運営の在り方について、校長など学校運営に責任ある者で検討を行う。
- ③ 事務の効率化・合理化を図るため、共通システムの効率的な運用方法について検討を行うとともに、事務マニュアルの充実、アウトソーシングの活用などを図る。
- ④ 本校において適正な業務が行われるよう組織、制度の整備に取り組むとともに、その運用に関する研修や倫理教育等の機会への参加を通じ全教職員の意識向上に取り組む。
- ⑤ 機構本部を中心とした監査体制の下で、学内監査や相互監査を充実させる。
- ⑥ 平成 23 年度策定の「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を行い、再発防止に努める
- ⑦ 事務職員や技術職員の能力の向上のため、必要な研修を計画的に実施するとともに、必要に応じ文部科学省などが主催する研修や企業・地方自治体などにおける異業種体験的な研修などに職員を参加させる。
- ⑧ 事務職員及び技術職員については、国立大学との間や高等専門学校間などの積極的な人事交流を図る。
- ⑨ 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、機構の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。
- ⑩ 機構の中期目標計画および年度計画を踏まえ、本校の中期目標計画および年度計画を定めるとともに、機構の成果指標にも対応しながら、本校の達成状況を点検する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。

業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図る。

契約に当たっては、原則として一般競争入札等によるものとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。

さらに、入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを実施する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。

III 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の増加

共同研究，受託研究，奨学寄附金，科学研究費補助金などの外部資金の獲得に積極的に取り組むことで，自己収入の増加を目指す。

2 固定的経費の節減

管理業務の合理化に努めるとともに，予算の効率的な執行，適切な財務内容の実現を図り，また教職員の意識改革を図り，固定的経費の節減に取り組む。